「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマークの使用に関する要綱

(令和5年11月25日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」 という。)の使用に関し、必要な事項を定める。 (ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。 (ロゴマークの利用)

第3条 市長は、「ゆっくりズムのまち桐生」を普及啓発するため、ロゴマークの 積極的な利用を促すものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第4条 ロゴマークに関する一切の著作権は、桐生市(以下「市」という。)に帰属する。

(使用対象者)

- 第5条 ロゴマークを使用できる者は、次に掲げる要件を全て備える者とする。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第1項に規定する営業を行う事業者に該当しないこと。
  - (2) 桐生暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。 (手続の方法)
- 第6条 次条及び第12条の手続は、電子申請受付システムによる申請(以下「電子申請」という。)を基本とし、やむを得ない理由により電子申請が困難な場合は、 指定の様式による申請(以下「書面申請」という。)を認めるものとする。
- 2 電子申請を行うものは、その後の手続の全てを電子による方法で、書面申請を 行うものは、その後の手続の全てを書面による方法で行うものとする。 (使用の申請)
- 第7条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、電子申請 にあっては、あらかじめ使用内容を電子申請することとし、書面申請にあっては、「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク使用申請書(様式第1号)を市長に提出す るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - (1) 市及び市の機関が使用するとき。
  - (2) 報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき。
  - (3) その他市長が特に認めたとき。

(使用の承認等)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合においては、その内容を審査 し、ロゴマークの使用を承認するときは、「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマー ク使用承認通知書(様式第2号)により、使用を承認しないときは、「ゆっくりズ ムのまち桐生」ロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知す るものとする。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。
  - (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する営業を行う事業者に該当するとき。
  - (4) 桐生暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当するとき。
  - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているように誤解させ、又は誤解させるおそれがあるとき。
  - (6) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。
  - (7) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
  - (8) 「ゆっくりズムのまち桐生」の趣旨に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (9) その他市長が使用について不適当と認めたとき。
- 3 市長は、第1項の使用の承認をする場合において、ロゴマークを適切に使用させるため必要があるときは、使用の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができるものとする。

(ホームページ等での明示)

- 第9条 市長は、ロゴマーク使用において、次に掲げるものについて、市の推奨を 表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。
  - (1) ロゴマークが掲載された商品又は印刷物等
  - (2) ロゴマークが掲載された商品又は印刷物等を発行した企業等 (使用料)
- 第10条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項等)

- 第11条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項 を遵守しなければならない。
  - (1) 使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
  - (2) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
  - (3) 指定した色、形状に従い、ロゴマークを適正に使用すること。

- (4) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (5) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 使用承認を受けた使用期間が経過した場合は、直ちにロゴマークの使用を取り止めること。

(変更承認申請等)

- 第12条 使用者は、使用内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容 を電子申請しなければならない。書面申請の場合は、「ゆっくりズムのまち桐生」 ロゴマーク使用変更申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク使用承認通知書(様式第2号)により、変更を承認しないときは「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(使用物品等の提出及び調査報告)

- 第13条 使用者は、ロゴマーク使用物品等の現物を市長に提出しなければならない。ただし、当該使用物品等の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は実地に調査することができる。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用状況等について、市長から報告又は調査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(承認の取消し等)

- 第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。
  - (1) この要綱に定める事項に違反した場合
  - (2) 使用承認の際に付した条件に違反した場合
  - (3) 承認に係る申請の内容に虚偽があると認められた場合
  - (4) その他ロゴマークを継続して使用することが不適当であると認められた場合
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対して、使用 物品等の回収の措置を求めることができる。
- 4 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第 15 条 使用者が前条第 1 項各号のいずれかに該当し、市に損害を与えたときは、 使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(争訟等の解決)

第16条 ロゴマークの使用に関し、苦情、争訟等が生じたときは、ロゴマークを 使用する者の責任において解決しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 市長は、ロゴマークの使用の承認に当たり取得した申請者の個人情報を、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等に従い、適正に取り扱わなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月25日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク使用申請書「別紙参照

様式第2号(第8条、第12条関係)

「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク使用(変更)承認通知書 [別紙参照]

様式第3号(第8条、第12条関係)

「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク使用(変更)不承認通知書 [別紙参照]

様式第 4 号(第 12 条関係)

「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク使用変更申請書 [別紙参照]

様式第5号(第14条関係)

「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク使用承認取消通知書「別紙参照

## 別図(第2条関係)

「ゆっくりズムのまち桐生」ロゴマーク

